○広島大学学生プラザ共用施設使用要領

（平成２８年３月１日教育・国際室制定）

広島大学学生プラザ共用施設使用要領

（趣旨）

第１条　この要領は，広島大学学生プラザ共用施設（以下「学生プラザ共用施設」という。）の使用に関し，必要な事項を定めるものとする。

（学生プラザ共用施設）

第２条　学生プラザ共用施設とは，次に掲げる施設をいう。

（１）１階フリースペース

（２）１階ミーティングルーム

（３）４階多目的室

（４）階段壁面展示スペース

（管理者）

第３条　学生プラザ共用施設の管理責任者（以下「管理者」という。）は，教育室教育部教育支援グループリーダーとする。

（使用者）

第４条　学生プラザ共用施設を使用できる者は，本学の役員，教職員及び学生とする。ただし，管理者が特に認める場合は，この限りでない。

（使用範囲）

第５条　学生プラザ共用施設は，次に掲げる専ら本学の教育活動の推進及び学生交流の促進に資すると管理者が認める場合に使用することができる。

（１）本学が主催する会議及び行事等

（２）本学の課外活動団体の発表会等

（３）本学と企業等が共同で開催する行事等

（４）その他管理者が適当と認める行事等

（使用可能日時）

第６条　学生プラザ共用施設の使用可能日及び使用可能時間は，原則として次に掲げるとおりとする。ただし，管理者が必要と認める場合は，この限りでない。

（１）使用可能日は，土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除いた日とする。

（２）使用可能時間は，午前８時３０分から午後８時までとする。ただし，夏季休業期間，冬季休業期間及び学年末休業期間は，午前８時３０分から午後７時までとする。

（使用手続）

第７条　学生プラザ共用施設（第２条第２号の施設を除く。）の使用を申請する者（以下「申請者」という。）は，使用責任者を定め，原則として前年度の１月４日（休日の場合は翌日）から使用の前日までに，広島大学学生プラザ共用施設使用許可願（別記様式。以下「使用許可願」という。）を管理者に提出し，その許可を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，本学が主催する会議及び行事等に使用する場合は，全学情報共有基盤システム「いろは」（以下「いろは」という。）の施設予約に登録することにより，使用許可願の提出に代えることができる。

３　学生プラザ共用施設は，連続して３日を超えて使用することはできない。ただし，管理者がやむを得ない理由があると認める場合は，この限りでない。

４　申請者は，本学主催の行事等で，学生プラザ共用施設の使用を前提として準備を進め，あらかじめ周知を行う必要がある場合は，前年度の１０月１日から仮予約を行うことができる。

５　申請者は，第２条第３号の施設を使用する場合は，本学の役員又は教職員から使用責任者を定めるものとする。

（使用許可及び通知）

第８条　管理者は，前条の使用申請を適当と認めた場合は，当該施設の使用を許可する。ただし，使用日時の申請が重複する場合は，申請者間の協議により調整を行うこととする。

２　管理者は，前項の規定により使用を許可した場合はいろはの施設予約に掲載し，許可しなかった場合は速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第９条　学生プラザ共用施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は，次の事項を遵守するとともに，学生プラザ共用施設の使用に際して管理者の指示に従わなければならない。また，学生プラザ共用施設において，他者に迷惑を及ぼす行為，公序良俗に反する行為，宗教的活動，政治活動，特定の思想を広める活動及び営利を目的とする活動を行ってはならない。

（１）使用を許可された日時を厳守し，使用目的以外の用途に使用しないこと。

（２）使用を許可された者以外の者に，その全部又は一部を転貸しないこと。

（３）使用を中止し，又は使用内容を変更しようとする場合は，直ちにその旨を管理者に申し出て，承認を受けること。

（４）建物，設備，備品等を丁寧に取り扱い，これらを改廃，汚損，損傷又は紛失しないこと。

（５）指定の場所以外に掲示及びはり紙を行わないこと。

（６）勧誘，ビラ配り，金銭の受渡し等を行わないこと。

（７）宿泊，パーティー，飲食及び調理を行わないこと。ただし，飲食については，個人が摂取することを目的として持参する軽食及び飲料に限り，これを許可する。

（８）爆発物，火気，感染等の危険がある物品，その他危険物等を持ち込まないこと。

（９）喫煙を行わないこと。

（１０）使用後は清掃，消灯，冷暖房機器の停止及び戸締りを徹底し，設備，備品等（第２条第３号の施設を除く。）を原状に復すること。

（１１）その他管理者が必要と認める事項

（使用許可の取消し等）

第１０条　管理者は，使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，使用許可を取り消し，使用の停止を命じ，又は事後の使用を許可しないことがある。

（１）この要領に違反したとき。

（２）使用許可願に虚偽の記載を行ったとき，又は記載すべき重要事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要事項の記載が欠けていたとき。

（３）管理運営上支障があると認められるとき。

２　管理者は，前項に定めるもののほか，本学において緊急の必要が生じた場合は，使用条件の変更又は使用許可の取消しを行うことができる。

３　前２項の規定により使用者が受けた損害については，本学はその責任を負わない。

（鍵の管理）

第１１条　学生プラザ共用施設の鍵は，教育室教育部教育支援グループ（以下「教育支援グループ」という。）が管理する。

２　使用者は，使用の都度，許可された箇所の鍵を教育支援グループで借り受け，使用後は，戸締りの上，直ちに返還しなければならない。ただし，職員の勤務時間外に使用する場合の鍵の受渡しは，教育支援グループの指示に従うものとする。

（損害の弁償）

第１２条　使用者は，故意又は重大な過失により，建物，設備，備品等を滅失し，又はき損するなどの損害を与えた場合は，直ちに管理者に報告しなければならない。この場合において，管理者は当該使用者に対し，その修復又は損害の賠償を請求することができる。

（事務）

第１３条　学生プラザ共用施設の管理に関する事務は，教育支援グループにおいて行う。

（雑則）

第１４条　この要領に定めるもののほか，学生プラザ共用施設の使用に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要領は，平成２８年４月１日から施行する。ただし，この要領施行の際に，すでに使用の許可を受けている者は，この要領に逸脱しない場合に限り，使用を許可されたものとみなす。

附　則（平成２８年４月１日　一部改正）

この要領改正は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月３０日　一部改正）

この要領改正は，令和２年５月１日から施行する。

別記様式（第７条第１項関係）

※ 教育支援グループ決裁欄

グループリーダー	主　査	グループ員	受 付 日	いろは予約

申請日　令和　　年　　月　　日

広島大学学生プラザ共用施設使用許可願

広島大学学生プラザ共用施設管理責任者　殿

使用責任者
所　　属
学生番号
氏　　名
連 絡 先（内線番号又は携帯電話番号）

下記のとおり使用したいので許可願います。
なお，使用に当たっては，広島大学学生プラザ共用施設使用要領を厳守いたします。

記

使　用　場　所	□ １階フリースペース（ 東側 ・ 西側 ） □ １階ミーティングルーム（ １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ ） □ ４階多目的室（ １ ・ ２ ） □ 階段壁面展示スペース
使　用　日　時	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分　～ 令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
使　用　内　容	使用団体名 ： 行事等の名称： 行事等の内容：
使用予定人数	名　（学内　　名 ，学外　　名）
確　認　事　項	□ １階フリースペース西側の移動間仕切りパネルの利用（１階西側使用者） □ ４階多目的室のカギ貸出及び返却（１７時以降使用者） □ 掲示用ワイヤーの利用（階段壁面展示スペース使用者）
週間行事予定表（学生プラザ玄関設置）への掲載	要　・　不要

（注）※印の欄には，記入しないこと。
４階多目的室を使用する場合は，本学の役員又は教職員を使用責任者とすること。